

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○救急病院である旨の告示	(医療課) 491
○保安林の指定	(丹後広域振興局) 〃
○公共測量の実施	(用地課) 〃
○道路の区域変更	(中丹東土木事務所、丹後土木事務所) 492
○道路の供用開始	(〃) 〃

公 告	
○都市計画法に基づく工事完了	(建築指導課) 492
府 議 会	
○府議会定例会の開閉	493
○意見書及び決議	〃
公 安 委 員 会	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	〃
○落札者の決定	495

告 示

京都府告示第370号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年7月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 日 年 月 日	認定期限
医療法人社団千春会千春会病院	長岡京市開田2丁目14の26	令 7. 6. 27	令 10. 6. 26

京都府告示第371号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年7月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林の所在場所
与謝郡与謝野町字三河内小字奥山2217、2217の乙、

7129から7131まで、7133、7134、7134の1、7136、7136の1、7137の1、7137の2、7138、7144

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字奥山2217（次の図に示す部分に限る。）、

2217の乙、7130・7131・7138（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第372号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測

量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和 7 年 7 月 11 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

京都市下京区の一部、南区の一部及び伏見区の一部、宇治市の一部、城陽市の一部、木津川市の一部、久世郡久御山町の一部並びに綴喜郡井手町の一部

2 測量の期間

令和 7 年 7 月 14 日から令和 8 年 2 月 27 日まで

3 測量の種類

公共測量(空中写真測量及び数値地形図データ作成)

京都府告示第373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 7 月 11 日から令和 7 年 7 月 25 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 11 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 網野久美浜線

(3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
京丹後市網野町切畑小字大ヘソロ470地先から	前	最小 2.9 ^m	57.8 ^m
		最大 6.2	
京丹後市網野町切畑小字大ヘソロ592地先まで	後	最小 5.6	63.4
		最大 6.5	

(4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 高浜舞鶴線

(3) 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
舞鶴市字安岡小字中島317の24から	前	最小 11.6 ^m	48.3 ^m
		最大 11.6	
舞鶴市字安岡小字中島317の17まで	後	最小 13.9	
		最大 13.9	

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 7 月 11 日から令和 7 年 7 月 25 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 11 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 網野久美浜線

(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市網野町切畑小字大ヘソロ470地先から 京丹後市網野町切畑小字大ヘソロ592地先まで	令和 7 年 7 月 11 日

(4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 高浜舞鶴線

(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
舞鶴市字安岡小字中島317の24から 舞鶴市字安岡小字中島317の17まで	令和 7 年 7 月 11 日

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 7 月 11 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

第 1 工区
京田辺市大住責谷80の17の一部、大住女谷 7 の 2 の
一部、大住峠谷 1 の 2
(関連区域)
京田辺市大住責谷74の一部、78の 8 の一部、78の
33、80の 7、80の10の一部、80の22の一部、大住女谷
7 の26の一部、大住ヶ丘五丁目23の 1 の一部、市有地
2 開発許可を受けた者の住所及び名称
守口市桜町 4 の17
敷島住宅株式会社

府 議 会

- 1 府議会定例会の開閉
令和 7 年 6 月 11 日に招集された 6 月府議会定例会
は、令和 7 年 6 月 30 日閉会した。
- 2 意見書及び決議
令和 7 年 6 月 30 日次の意見書及び決議を可決した。
- (1) 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求
める意見書
- (2) 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見
書
- (3) 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡
充を求める意見書
- (4) 米価の適正化及び米の安定供給を求める意見書
- (5) 北陸新幹線延伸計画に係る国等の適切な対応を求
める決議

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第114号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の 2 第 4 項第 1 号イの規定による技能検定員審査及
び法第99条の 3 第 4 項第 1 号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 11 日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

- 1 審査の種類
次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行
う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (大 型)	教 習 指 導 員 審 査 (大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (中 型)	教 習 指 導 員 審 査 (中 型)
準 中 型 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (準 中 型)	教 習 指 導 員 審 査 (準 中 型)
普 通 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (普 通)	教 習 指 導 員 審 査 (普 通)
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (大 特)	教 習 指 導 員 審 査 (大 特)
大 型 自 動 二 輪 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (大 自 二)	教 習 指 導 員 審 査 (大 自 二)
普 通 自 動 二 輪 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (普 自 二)	教 習 指 導 員 審 査 (普 自 二)

けん引免許（法第85条第3項のけん引自動車 で同項の重被けん引車をけん引している もの）	技能検定員審査（けん引）	教習指導員審査（けん引）
大型自動車第二種免許	技能検定員審査（大型二種）	教習指導員審査（大型二種）
中型自動車第二種免許	技能検定員審査（中型二種）	教習指導員審査（中型二種）
普通自動車第二種免許	技能検定員審査（普通二種）	教習指導員審査（普通二種）

2 審査の内容、期日及び場所

審査の内容		審査の期日	審査の場所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和7年8月18日（月）、令和7年8月19日（火）、令和7年8月20日（水）、令和7年8月21日（木）及び令和7年8月22日（金）	京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月1日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。）とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課（京都府警察自動車運転免許試験場内）

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真（技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の日前6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚

ウ 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの）

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面（規則第17条又は附則第3条第1項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの）

(4) 審査手数料

京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）別表第1に定める額を現金等により納付すること。

4 その他

(1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課（京都府警察自動車運転免許試験場内）において配布する。

(2) 審査当日は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具を持参すること。

(3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課運転者教育室教習所係（電話075-631-5181（代表）内線453）に行うこと。



京都府警察本部告示第78号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
アグスタ式 A109E 型（J A6004）ヘリコプター耐
空証明更新点検整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 5 月 2 日
- 4 落札者の名称及び所在地
朝日航洋株式会社西日本空情支社
吹田市垂水町三丁目35番31号
- 5 落札金額
71,280,000円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 7 年 3 月 21 日